

平成24年度

保育園(所)・幼児センター
入園(所)園児を募集します

【対象児童】

市内に住んでいる平成18年4月2日以降に生まれた保育に欠ける児童

【各施設の定員】

- ①伊佐保育所 60人
 - ②宿南保育所 30人
 - ③小佐保育所 30人
 - ④太陽保育園 60人 (※)
 - ⑤童和保育園 45人 (※)
 - ⑥日光保育園 60人 (※)
 - ⑦三谷幼児センター 45人
 - ⑧浅野幼児センター 45人
 - ⑨広谷幼児センター 120人
 - ⑩養父保育所 60人
 - (養父幼児センター 80人)
 - ⑪大屋幼児センター 90人
 - ⑫関宮幼児センター 90人
 - ⑬出合幼児センター 45人
- (※は私立施設、それ以外は公施設です)

【受付期間】

12月1日(木)～12月28日(水)まで

【必要書類】

- ①保育所入所申込書
- ②保育に欠けることの証明(勤務証明、内職等証明)
- ③平成23年分源泉徴収票または平成23年分の確定申告書の写し(後日提出可)
- ④同意書
- ⑤預金口座振替依頼書(在園)

児については、変更される場合のみ提出してください

【注意事項】

- ①入所申込時に必要書類が整わない場合は、その旨を申し出てください。
- ②平成23年1月2日以降、養父市に住民登録された方は、

①および②以外に平成23年1月1日の住民登録地の市役所で「平成23年度の市町村民税の課税証明」が必要です。

【保育料】

保護者および扶養義務者の平成23年分の所得税、平成23年度の市民税の課税状況により決定します。

ただし、所得税額については、住宅借入金控除・配当控除は適用しません。

【申込先】

各保育所、各幼児センター、市役所子育て支援課、各地域局

お問い合わせ

市役所子育て支援課	(☎662-3348)
養父地域局	(☎664-0282)
大屋地域局	(☎669-0120)
関宮地域局	(☎667-1233)

平成23年10月から子ども手当制度が変わり、新たに申請が必要となります

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、平成23年10月から子ども手当制度が変更されました。

今回の制度変更に伴い、10月以降も手当を継続して受給するためには新規の申請が必要となります。

9月分まで養父市で子ども手当を受給されていた方に、平成23年10月下旬に「子ども手当認定請求書」を送付しておりますので、必要事項を記入し必要書類を添付のうえ、市役所子育て支援課及び各地域局窓口まで提出してください。制度の詳細や必要書類等については案内文にてご確認ください。

その他、不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

(注) 10月1日の時点で養父市にて受給資格のある方は、平成24年3月末までに申請すれば、10月分から手当を受け取ることができますが、お早めの手続きをお願いします。また、10月以降に他の市区町村から養父市に転入した方やお子さまが新たに生まれた方は、遡及措置はなく、15日以内に申請が必要です。

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

○制度変更後の子ども手当の支給額

子どもの年齢	3歳未満	3歳以上小学校修了前		中学生
		第1、第2子	第3子以上	
手当月額	1.5万円	1万円	1.5万円	1万円

お問い合わせ 市役所子育て支援課 (☎662-3348)